

ベトナムにおける特許権の共有と共同 出願

VCCI 知的所有特殊有限責任会社

Ms. Pham Thi My Xuyen

(VCCI-IP CO., LTD.)



ベトナム商工会議所（VCCI）傘下の VCCI 知的所有特殊有限責任会社（VCCI-IP CO., LTD.）は、1984 年に知的所有代理事業に特化した Patent & Trademark Bureau (P&TB) というベトナム商工会議所の子会社として創立され、2007 年 2 月 12 日に企業法 2005 の新規制に合わせるために P&TB を特殊有限責任会社に改組し、VCCI-IP CO., LTD. に改名した、ベトナムで最初に設立された最上位の知的所有エージェンシーであり、約 70 名の経験豊かな弁理士、弁護士、専門家、サポートスタッフより構成されています。特許出願管理部のマネージャーである弁理士の Ms. Pham Thi My Xuyen は 2008 年より VCCI-IP CO., LTD. で働いており、発明推進協会（JPIII）や日本特許庁が開催した特許実務者研修コースの履修を完了した経験があり、2008 年の大阪や神戸でのセミナー開催にも携わるなど、豊富な経験を有しています。

特許権の共有は、発明が複数の個人または組織により創出された場合におけるベトナム知的財産法の法規定に基づくものである。かかる複数の個人または組織は共同発明者または共有者とみなされ、別段の合意がない限り、それぞれの貢献度に関係なく特許権全体に対する平等かつ不可分の権利および義務を共有する。特許権が共有される場合、特許出願の取扱い方法に関して、さらに各共有者が特許権を行使できる方法に関して、手続上の違いが生じる。

本書では、政府による投資または出資（資金提供、技術的・物的手段）が行われておらず、国有組織または機関と他の組織または個人との間における発明創出に向けた研究開発協力も行われていない状況における、共有特許出願および特許権に焦点を絞る。本書は、知的財産に関する主要な法律文書である 2015 年ベトナム民法¹、改正された知的財産法²、改正された法令 No. 103/2006/ND-CP³、改正された通達 No. 01/2007/TT-BKH CN⁴、改正された法令 No. 105/2006/ND-CP⁵、法令 No. 99/2013/ND-CP⁶ および通達 No. 11/2015/TT-BKH CN⁷ の考察に基づいて作成されている。

1.. 共有特許出願に関する特許権の設定

当事者間で別段の合意がない限り、発明の創出に資金および技術的・物的設備を投資した組織または個人は、当該発明の登録出願を提出する権利を有する。それゆえ、業務委託者、雇用主または発明者の能力および支出により発明が創出された場合には、特許を受ける権利はこれらの当事者に帰属する。全ての当事者が同意する場合に限り、複数の出願人の名前で単一の特許出願（いわゆる共同特許出願）を提出することにより、特許を受ける権利が行使される⁸。

特許を受ける権利を有する者は、特許出願が既に提出されている場合を含め、当該権利を書面契約の形式で、相続または承継により他の組織または個人に譲渡する権利を有する⁹。それゆえ共同特許出願は、特許を受ける権利を有する者または出願人から他者に対する部分的権利の譲渡の結果である可能性もあるため、全ての譲渡人および譲受人の名前が出願人として特許出願に記載される。

1名もしくはそれ以上の共同出願人が相続人も承継人もいない状態で存在しなくなる場合、または1名の共同出願人が自己の特許を受ける権利の放棄を書面で宣言する場合、かかる権利は残りの共同出願人に帰属する。これを法律上有効なものとするには、残りの共同出願人はかかる事由の発生を証明する関連書類を提出しなければならない。ベトナム国家知的財産庁（「NOIP」）は登録手続においてこの書類を検討する。

「権利を共有する全ての組織または個人が同意する場合に限り、特許を受ける権利が行使される」という原則に基づき、1名またはそれ以上の共同出願人が当該発明に付随する権利、権原および利益の全部または一部を他者に譲渡したいと望む場合、かかる譲渡は、当事者間の譲渡契約書および残りの共同出願人の同意書を含む必須書類を提出して、NOIPに登録しなければならない。同様に、出願の分割、出願の変更（特許出願が進歩性要件を満たせない場合の実用新案出願への変更）、および出願の取下げなどの場合も、全ての共同出願人の同意が必要である。このような場合、全ての共同出願人が、分割請求書、変更請求書、出願取下げ請求書に署名

しなければならない、または自分たちの代わりに手続を遂行する権限を第三者（例えば知的財産代理人）に書面で付与することができる。

ただし、相続または承継によるいずれかの共同出願人の変更、およびいずれかの共同出願人の名称または住所変更は、残りの共同出願人の意見を必要とせずに NOIP に登録される。同様に、共有特許出願に関する実体審査請求は、共同出願人のうちの1名により、または第三者によってさえ、残りの共同出願人の意見を必要とせずに提出できる。

出願の審査の過程において、複数の特許出願が同一または同等であり、特許付与の条件を満たし、さらに先願主義に従い同じ優先日または最先出願日を有することが判明した場合、特許証は、全ての出願人の合意に従いこれらの出願のうち単一出願の発明だけに付与される。合意に達しない場合には、これらの出願の全ての対応する発明は特許付与を拒否される¹¹。かかる単一出願は、合意した全ての出願人の名前が記載されて、唯一の共有特許出願となる。

NOIP における出願処理の実務に基づき、共同出願人リストにおける最初の共同出願人だけが、方式上の受理決定または他の指令書に記載され、その脚注において願書に表明された共同出願人リストの最初の共同出願人であることが指摘される。さらに特許証は、共同出願人リストの最初の共同出願人に対して付与される。残りの共同出願人は、所定料金の支払いをもって特許証の謄本を NOIP に請求できる。特許証謄本の発行請求は、出願時に願書に記載するか、後に別個の請求により行うことができる¹⁰。

2. 共有特許権

特許権の所有者は、特許証を付与された組織または個人である¹¹。特許証が複数の特許権者に共同で付与された場合、当該特許権はかかる組織または個人の共有となる。かかる共有者は、民法の規定に従い所有権を取得する¹²。それゆえ共有者は、別段の合意がなされる、または別途に法律に規定される場合を除き、全会一致の原

則に従い当該特許権を共同で管理する¹³。共有特許権の関係において、各共有者の共有特許権の持分は指定されない。それゆえ共有者は、共有特許権に関して平等の権利および義務を有する¹⁴。

特許権の所有者は、当該特許権の保護期間全体にわたり発明者に報酬を支払う義務を負う¹⁵と共に、国家の防衛、安全保障、公衆の疾患予防、治療および栄養補給の必要を満たすために、または他の社会的緊急の必要を満たすために、特許製品を製造する、または特許方法を利用する義務を負う¹⁶。かかる所有者またはその独占的ライセンサーが、出願日から4年の満了後および特許付与日から3年の満了後に当該発明を使用する義務を果たしていない場合、当該発明を使用する権利は、国家管轄当局の決定により他者に移転される¹⁷。さらに共有者は、特許権を有効に維持する義務として年間維持料を支払わなければならない¹⁸。

特許権の所有者は、特許発明を使用する、他者に特許発明の使用を許可する、他者による特許発明の使用を禁止する、または当該特許権を処分する権利を有する¹⁹。この場合の発明の使用とは、特許製品の製造；特許方法の利用；特許製品または特許方法により得られる製品の活用；かかる製品の流通、または流通を目的とした広告、提供、保管；およびかかる製品の輸入を意味する²⁰。共有者は、別段の合意がない限り、特許発明を実施する、さらに特許発明の実施から生じる収入を得る平等の権利を有する²¹。

2015年知的財産法の第X章全体は、知的財産権の移転について規定するものである。これに従い、特許権譲渡契約は、NOIPに登録された場合にのみ効力を生じ、特許権ライセンス契約は、当事者間の合意に従い効力を生じるが、NOIPに登録された場合にのみ第三者に対して効力を生じる²²。共有特許権の場合、譲渡およびライセンスの登録請求には、所定の書類に加えて、他の共有者の同意書または反対理由の説明書が必要となる²³。この規定は、共有財産の処分は当該財産の共有者の合意により、または法律の要件に従い実施されると規定する民法と一致する²⁴。ただし、ベトナム知的財産法と通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN（準法律文書）との間に

は意見書に関して異なる点が存在する。ベトナム知的財産法に基づく他の共有者の意見に関する要件は、他の共有者の同意書または反対理由の説明書であってもよいのに対し、上記通達はこの要件を同意書だけに明確に限定している（第 47.1 項(d) および第 47.2 項(c)）。それゆえ、共有者間で合意している場合は特許権譲渡の登録が極めて簡単であるが、NOIP の判断次第では、他の共有者が反対であっても特許権譲渡の登録が遂行される可能性がある。

注意すべき重要な点として、譲渡またはライセンス契約において、譲渡またはライセンスの価格を含めなければならない。贈与形式による 1 名またはそれ以上の共有者による発明の処分は、価格ゼロでの譲渡とみなされるため、やはり必須書類として他の共有者の同意書または反対理由の説明書を添付して NOIP への登録手続を進める必要がある。

ただし、1 名もしくはそれ以上の共有者の名称もしくは住所が変更される場合、または相続、承継、合併、分離、分割、合併事業、提携、同じ所有者による新規法人の設立、営業活動の変更により、もしくは国家管轄当局の決定に基づきいずれかの共有者の所有権が変更される場合には、NOIP は登録手続のために他の共有者の意見書を要求することはない。

特許権共有者のうちの 1 名が自己の持分を放棄する、または相続人も承継人もいない状態で存在しなくなる場合、かかる持分は残りの共有者の共有となり、かかる事由の発生を証明する書類により NOIP に登録する必要がある。全ての特許権共有者が共有特許権の持分の放棄を宣言する、または全ての特許権共有者が存在しなくなる場合、その特許権の効力は終了する²⁵。

3. 共有特許権の行使

民法に従う共有特許権に対する平等の権利および義務に照らし、共有者はそれぞれ独自に自分自身で当該特許権を保護する権利を有しており、そのための行為とし

て、侵害を防止する技術的手段を講じる；侵害者に侵害行為の停止、謝罪、公式な是正および損害賠償を請求する；行政措置に従う侵害行為の処理を国家管轄当局に請求する；または民事手続により自己の合法的権利および利益を守るために管轄裁判所もしくは調停者に訴えを起すことが挙げられる²⁶。権利行使による共有特許権の処理は、民法の共有財産の処理の原則にも従うため、共有者の合意により遂行される。それゆえ、全ての共有者が行政措置に従う侵害行為の処理を請求する、または民事手続に従い裁判所に訴えを起すことに同意する場合、共有者は一緒に侵害処理の請求または訴えの提起に参加する、または委任契約書を通して手続を遂行する権限を1名もしくは一部の共有者に与えることができる。1名または一部の共有者が侵害処理の請求または訴えの提起に参加することに同意しない場合、残りの共有者は依然として侵害処理の請求または訴えの提起を行えるが、かかる残りの共有者により作成された合意書において一部の共有者が参加しない理由の説明を記載したものを管轄当局に提出しなければならない。この場合、同意しなかった1名または一部の共有者は侵害者による当該侵害行為を禁止する権利を放棄したため、全共有者の間で明示的に合意された権利と義務だけを有していると理解することが可能である。

結論

基本的にベトナムにおいては、特許権を共有する当事者間における利益と義務を調和させるために比較的完全な法的枠組みを構築している。共同出願人または共有者の間で明示的に合意される場合を除き、彼らの権利および義務は法律の規定に従い行使および遂行される。つまり共同出願人または共有者は、共有特許出願および特許権に対する平等の権利および義務を有している。

■ 参考情報

- 1 民法典：法律 No. 91/2015/QH13
- 2 知的財産法：法律 No. 50/2005/QH11、法律 No. 36/2009/QH12 に基づき改正

- 3 法令 No. 103/2006/ND-CP、知的財産法の一部の条項の実施に関する詳細な規定および指針を定めるために政府により公布された法令 No. 122/2010/ND-CP に基づき改正および補足
- 4 通達 No. 01/2007/TT-BKHHCN、法令 No. 103/2006/ND-CP の実施に関する指針を定めるために科学技術省により公表された通達 No. 13/2010/TT-BKHHCN、通達 No. 18/2011/TT-BKHHCN および通達 No. 05/2013/TT-BKHHCN に基づき改正および補足
- 5 法令 No. 105/2006/ND-CP、知的財産権および国家管理関連の知的財産権の保護に関する知的財産法の一部の条項の実施に関する詳細な規定および指針を定めるために政府により公布された法令 No. 119/2010/ND-CP に基づき改正および補足
- 6 産業財産の行政違反の処理について規定するために政府により公布された法令 No. 99/2013/ND-CP
- 7 法令 No. 99/2013/ND-CP の一部の条項の実施に関する詳細な規定および指針を定めるために科学技術省により 2015 年 6 月 26 日に公表された通達 No. 11/2015/TT-BKHHCN
- 8 知的財産法第 86 条(1)項、(3)項
- 9 知的財産法第 86 条(4)項
- 10 通達 No. 01/2007/TT-BKHHCN 第 18.3 項
- 11 知的財産法第 121 条
- 12 法令 No. 103/2006/ND-CP 第 15 条(2)項
- 13 2015 年民法典第 216 条
- 14 2015 年民法典第 210 条
- 15 知的財産法第 135 条
- 16 知的財産法第 136 条
- 17 知的財産法第 145 条(1)項(b)号
- 18 知的財産法第 94 条(1)項
- 19 知的財産法第 123 条
- 20 知的財産法第 124 条

- 21 2015年民法典第217条(2)項
- 22 知的財産法第148条
- 23 知的財産法第149条(4)項
- 24 2015年民法典第218条(2)項
- 25 知的財産法第95条
- 26 知的財産法第198条、法令 No. 105/2006 第4条

(編集協力：日本技術貿易株)